

静岡県告示第499号

静岡県水産業振興事業費補助金交付要綱（平成13年静岡県告示第672号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日

静岡県知事 川勝平太

別表1中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき指定された区域」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域」に改める。

別表2中

高潮対策 侵食対策 海岸耐震対策 海岸堤防等老朽化対策	本土	10分の4
	離島	10分の3.5

を

に改める。

高潮対策事業 侵食対策事業 海岸耐震対策事業	本土	10分の4
海岸保全施設整備連携事業 津波対策緊急事業 海岸メンテナンス事業	離島	10分の3.5

附 則

- この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。
- 令和9年3月31日までの間は、改正後の静岡県水産業振興事業費補助金交付要綱別表1中「過疎地域」とあるのは、「過疎地域及び同法附則第7条第1項に規定する市町村の区域」とする。